

豊監公表第15号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）8月8日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

(様式7)

豊福障第1278号

令和7年(2025年)7月9日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和7年1月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
障害福祉課 障害福祉センタ ーひまわり	収納した障害福祉センターに おけるコピー収入、公衆電話料 収入について、豊中市財務規則 第29条第3項、同第77条では、 収納現金に関し、即日又は翌日 (銀行休日はその翌日)に収納 金融機関に払い込まなければな らないとされているところ、1 ヶ月間の受領分を翌月精算して いた。	豊中市財務規則第29条第3項、 同第77条に基づき、収納現金に 関し、即日又は翌日(銀行休日 はその翌日)に収納金融機関に 払い込みを行うこととした。